

2. 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和6年5月10日、理事より提出された令和5年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

令和6年5月24日

岩手県農業共済組合

代表監事	後藤初男
監事	長沢雅彦
監事	竹田富雄